

個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針

平成10年12月22日
 改正 平成13年 1月17日
 改正 平成19年 3月29日
 改正 平成20年 3月25日
 改正 平成21年 4月14日
 改正 平成22年 9月 3日
 改正 平成23年 1月12日
 最終改正 平成28年 3月25日
 日本公認会計士協会

目 次

| | 項 |
|----------------------------------|-----------|
| I 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針 | |
| はじめに | 1 - 1-6 |
| 税効果会計の意義 | 2 - 3 |
| 一時差異等 | 4 - 14 |
| 一時差異の定義及び例示 | 4 - 5 |
| 一時差異の種類 | 6 - 10 |
| 一時差異に準ずるもの | 11 - 13 |
| 一時差異等に該当しない差異 | 14 |
| 一時差異等に係る税効果の認識と会計処理 | 15 - 27 |
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上 | 15 - 16 |
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率 | 17 - 19 |
| 租税特別措置法上の諸準備金等 | 20 |
| 繰延税金資産の回収可能性と控除額 | 21 - 23 |
| 繰延税金負債の支払可能性 | 24 |
| 組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る税効果の取扱い | 24-2 |
| 繰越外国税額控除 | 25 - 27 |
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示等 | 28 - 31 |
| 適用等 | 32 - 32-7 |
| II 結論の背景 | |
| 税効果会計の方法 | 33 - 33-2 |
| 一時差異と繰延税金資産又は繰延税金負債及び税金費用との関係 | 34 |
| 組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る税効果の取扱い | 34-2 |
| 修正申告及び更正決定等の取扱い | 35 |

| | |
|-----------------------|---------|
| 税効果会計の対象となる税金及び適用する税率 | 36 - 37 |
| 積立金方式による諸準備金等の取扱い | 38 - 39 |
| 繰延税金資産の回収可能性と控除額 | 40 - 42 |
| 繰越外国税額控除の税効果 | 43 - 44 |
| 表示方法 | 45 |
| 税務申告上の取扱い | 46 |

III 設例による解説

| | |
|------|----------------------------------|
| 設例 1 | 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算 |
| 設例 2 | 租税特別措置法上の諸準備金等の税効果（非償却資産） |
| 設例 3 | 租税特別措置法上の諸準備金等の税効果（償却資産） |
| 設例 4 | 租税特別措置法上の諸準備金等の税効果（償却資産－税率変更の場合） |
| 設例 5 | 繰延税金資産の回収可能性の判断 |
| 設例 6 | 繰越外国税額控除の税効果 |
| 設例 7 | 税効果会計に関する注記例 |

別紙 積立金方式による諸準備金等の種類別の明細表

I 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針

はじめに

1. 税効果会計については、平成9年6月6日に企業会計審議会が連結財務諸表原則を改訂し、税効果会計を全面的に適用することとしたことを受け、当協会は、平成10年5月12日に国際的な動向にも配慮して会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）」を取りまとめ公表した。

その後、平成10年10月30日付けで、企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「税効果会計基準」という。）が公表され、また、平成10年12月21日付けで「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）及び「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）の改正が行われ、個別財務諸表にも税効果会計が適用されることとなった。このため、当協会は、平成10年12月22日付けで、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を取りまとめ公表した。

今般、当協会は、その後の実務の推移等を踏まえ、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を見直すとともに、文言の整理を行った。なお、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たっては、平成11年11月9日付けで公表した監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」を参照されたい。

1－2. 平成19年改正の本報告は、会社法施行に伴う諸制度の変更に対応するための改正を行うとともに、平成15年3月に当協会が公表した「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」を統合し、税効果会計に係る報告の整理を行った。

1－3. 平成21年改正の本報告は、平成21年度税制改正（国際課税に関する改正）に対応するための改正を行った。

1－4. 平成22年改正の本報告は、平成22年度税制改正（グループ法人税制の創設等）に対応するための改正を行った。

1－5. 平成23年改正の本報告は、企業会計基準委員会から平成21年12月に公表された企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」、平成17年12月に公表された企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（平成22年6月改正への対応を含む。）に対応するための改正を行った。

1－6. 平成28年改正の本報告は、企業会計基準委員会から平成27年12月に公表された企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）及び平成28年3月に公表された企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（以下「税率適用指針」という。）に対応するための改正を行ったものである。

税効果会計の意義

（税効果会計の仕組み）

2. 法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）は、会計上、課税所得の源泉となる取引又は事象が発生した期に認識すべき費用である（以下、費用として認識した法人税等を「税金費用」という。）。税効果会計が適用されない場合には、当期の法人税等として納付すべき額（申告納付税額及び更正等に基づく追徴税額又は還

付税額)が費用として計上され、会計上の利益と課税所得との間に差異があるときは、その差異の税額への影響が財務諸表に反映されない。これに対して、税効果会計が適用された場合には、当期の法人税等として納付すべき額及び法人税等調整額が損益計算書に計上されることになる。

(一時差異に係る税金の期間配分)

3. 法人税等については、一時差異(第4項参照)に係る税金の額を適切な会計期間に配分し、計上しなければならない(税効果会計基準(第二.一.1))。

法人税等とは、法人税、都道府県民税及び市町村民税(以下「住民税」という。)並びに事業税(収入金額その他利益以外のものを課税標準とする事業税を除く。以下同じ。)である。なお、外国法人税等も法人税等に含まれる。

一時差異等

一時差異の定義及び例示

(一時差異の定義)

4. 一時差異とは、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう(税効果会計基準(第二.一.2))。一時差異には、例えば、収益又は費用の帰属年度の相違から生ずる差額があり、また、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上され、かつ、課税所得の計算に含まれていない場合の当該差額がある。

(税務上の資産及び負債の金額の解釈)

5. 課税所得計算上の資産及び負債の金額とは、貸借対照表上の資産の額及び負債の額に税務上の加算額又は減算額を調整した後の資産の額及び負債の額である。例えば、貸借対照表上の棚卸資産の額に対し、税務上の加算額(会計上計上した評価減で損金に算入されない額)があれば、それを加算した後の棚卸資産の額が課税所得計算上の資産の金額となる。

本報告では、これを税務上の資産・負債(額)又は税務上の簿価と表現することとする。第4項に示されている「収益又は費用の帰属年度の相違」に係る一時差異には、法人税申告書別表四の留保欄に計上され、別表五(1)に転記の上、翌期以降に繰り越されるものが含まれる。

一時差異の類型

(一時差異の種類)

6. 一時差異には「将来減算一時差異」と「将来加算一時差異」とがある(税効果会計基準(第二.一.3))。

(将来減算一時差異)

7. 将来減算一時差異は、差異が生じたときに課税所得の計算上加算され、将来、当該差異が解消するときに課税所得の計算上減算されるものである。

(将来減算一時差異の例示)

8. 将来減算一時差異は、将来の課税所得の計算上で減算効果のある一時差異である。例えば、税務上では損金として認められない棚卸資産の評価損を会計上で計上した場合、会計上の棚卸資産の額は税務上の資産額よりも低くなり差額が生ずる。これは、会計上の費用計上時期と税務上の損金算入時期が異なることから生ずるものである。会計上は棚卸資産を評価減したときに費用処理されるが、税務上は棚卸資産を処分したときに損金とされる。この場合、評価損計上後の会計上の資産額と税務上の資産額との差額が一時差異であり、将来の課税所得の計算上で減算効果があるため、将来減算一時差異となる。さらに、将来減算一時差異としては、貸倒引当金の損金算入限度超過額や未払事業税、賞与引当金、退職給付引当金のほか、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差損などを挙げることで

きる。その他、完全支配関係（法人税法第2条12の7の6号参照）にある国内会社間の資産の移転による譲渡損の繰延べに係る税務上の調整資産、完全支配関係にある国内会社間の寄附金受領法人の株主における子会社株式の税務上の簿価修正も将来減算一時差異となる。

また、税務上の資産又は負債であるが、会計上の特定の資産又は負債との関連を識別できない差異がある。例えば、少額の減価償却資産を会計上は費用処理し、申告調整によって税務上の資産とする場合に生じる将来減算一時差異である。

（将来加算一時差異）

9. 将来加算一時差異は、差異が生じたときに課税所得の計算上減算され、将来、当該差異が解消するときに課税所得の計算上加算されるものである。

（将来加算一時差異の例示）

10. 将来加算一時差異は、将来の課税所得の計算上で加算効果のある一時差異である。例えば、減価償却資産について剰余金の処分（積立金方式）により圧縮記帳を実施した場合は、会計上の簿価は固定資産の取得価額で計上され、その後の減価償却計算等の基礎となるが、税務上の簿価は固定資産の取得価額から圧縮積立金を控除した後の額となり、当該資産の会計上の簿価と税務上の簿価との間に差額が生ずる。この差額は、将来の減価償却の実施により、会計上の減価償却費が税務上の減価償却費の損金算入限度額を超過することになり、当該償却超過額に相当する額について圧縮積立金を取り崩し、将来の課税所得の計算上当該圧縮積立金取崩高が加算されることになるため、将来加算一時差異となる。そのほか、将来加算一時差異の例としては、税務上の特別償却額や資産又は負債の評価替えにより生じた評価差益を挙げることができる。完全支配関係にある国内会社間の資産の移転による譲渡益の繰延べに係る税務上の調整負債、完全支配関係にある国内会社間の寄附金支出法人の株主における子会社株式の税務上の簿価修正も将来加算一時差異となる。

また、税務上の資産又は負債であるが、会計上の特定の資産又は負債との関連を識別できない差異がある。例えば、積立金方式による租税特別措置法上の特別償却準備金等は、会計上は負債として認識されないが、税務上の負債として取り扱われ、将来加算一時差異となる。

一時差異に準ずるもの

（一時差異に準ずるものの範囲）

11. 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱う（税効果会計基準（第二.一.4））。繰越欠損金等には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等が含まれる。一時差異及び一時差異と同じ税効果を有する繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という（税効果会計基準（第二.一.4））。

（税務上の繰越欠損金）

12. 税務上の繰越欠損金は一時差異ではないが、一時差異と同様の税効果を有する。つまり、税務上の繰越欠損金は、その発生年度の翌期以降で繰越期限切れとなるまでの期間（以下「繰越期間」という。）に課税所得が生じた場合には、課税所得を減額することができる。その結果、課税所得が生じた年度の法人税等として納付すべき額は、税務上の繰越欠損金が存在しない場合に比べて軽減されるため、一時差異に準ずるものとして取り扱う。

（繰越外国税額控除）

13. 税務上の繰越外国税額控除が発生した場合（控除対象となる外国法人税等の額が外国税額控除限度額を超える場合）には、翌期以降の繰越可能な期間に発生する外国税額控除余裕額（控除対象となる外国法人税等の額があるときはその金額を外国税額控除限度額から控除後）を限度として税額を控除することが認められることから、繰越外国税額控除についても一時差異に準ずるものとする。

一時差異等に該当しない差異

14. 税務上の交際費の損金算入限度超過額、損金不算入の罰科金、受取配当金の益金不算入額のように、税引前当期純利益の計算において、費用又は収益として計上されるが、課税所得の計算上は、永久に損金又は益金に算入されない項目がある。これらの項目は、将来、課税所得の計算上で加算又は減算させる効果をもたないため一時差異等には該当せず、税効果会計の対象とはならない。

一時差異等に係る税効果の認識と会計処理

繰延税金資産及び繰延税金負債の計上

(繰延税金資産及び繰延税金負債の処理方法)

15. 税効果会計の適用に伴い、貸借対照表上は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等に対しては繰延税金資産を、将来加算一時差異に対しては繰延税金負債を計上し、損益計算書上は、それらの差額を期首と期末で比較した増減額を法人税等調整額として計上する。ただし、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額を直接純資産の部に計上する場合には、当該評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の金額を当該評価差額から控除して計上する(税効果会計基準(第二.二.3))。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の計上額)

16. 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を控除し、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない(税効果会計基準(第二.二.1))。すなわち、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上すべき金額は、将来の会計期間における一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺及び繰越外国税額控除の余裕額の発生に係る減額税金又は増額税金の見積額である。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

(繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率)

17. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率については、税率適用指針によるものとする。

(回収又は支払が行われると見込まれる期の税率)

18. 削除

(税率が変更された場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の計上額の修正)

19. 税効果会計に適用される税率が変更された場合には、決算日現在における改正後の税率を用いて、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正する(税効果会計基準注解(注6))。税率の変更が行われた結果生じた繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額は、損益計算書上、税率変更年度の法人税等調整額に加減して処理する(税効果会計基準注解(注7)前段)。

ただし、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上される場合において、当該評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正したときは、修正差額を評価差額に加減して処理するものとする(税効果会計基準注解(注7)ただし書)。

租税特別措置法上の諸準備金等

(租税特別措置法上の諸準備金等の計上額)

20. 圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金(以下「諸準備金等」という。)の積立額及び取崩額は、税効果相当額を控除した純額による([設例2]、[設

例3] 参照)。つまり、純資産の部に計上する諸準備金等については、繰延税金負債控除後の純額を積み立てることとなる。

なお、税率が変更された場合の諸準備金等に係る繰延税金負債の修正額は、損益計算書上、税率変更年度の法人税等調整額に含めて処理するとともに、諸準備金等に加減するものとする（[設例2]、[設例4] 参照）。

繰延税金資産の回収可能性と控除額

（回収可能性の判断）

21. 繰延税金資産の回収可能性の判断は、回収可能性適用指針によるものとする。

（繰延税金資産の計上限度額）

22. 削 除

（繰延税金資産の回収可能性の見直し）

23. 削 除

繰延税金負債の支払可能性

24. 第16項の支払が見込まれない場合とは、事業休止等により、会社が清算するまでに明らかに将来加算一時差異を上回る損失が発生し、課税所得が発生しないことが合理的に見込まれる場合に限られる。

組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る税効果の取扱い

24-2. 組織再編に伴い受け取った子会社株式及び関連会社株式（事業分離に伴い分離元企業が受け取った子会社株式等を除く。）に係る一時差異のうち、当該株式の受取時に発生していたもので、かつ、受取時に会計上の損益及び課税所得（又は繰越欠損金）に影響を与えないものについては、税効果は認識しない。

ただし、予測可能な期間に当該子会社株式等を売却する予定がある場合（一部売却で売却後も子会社又は関連会社にとどまる予定の場合には売却により解消する部分の一時差異に限る。）、又は売却その他の事由により当該子会社株式がその他有価証券に分類されることとなる場合には、当該一時差異については通常税効果会計の取扱いによる。

なお、当該組織再編後に当該子会社株式等に生じた一時差異は、通常税効果会計の取扱いによる。

繰越外国税額控除

（繰延税金資産の計上）

25. 繰越外国税額控除に係る繰延税金資産の計上については、回収可能性適用指針によるものとする。

（控除限度超過額を仮払税金等として処理している場合の処理）

26. 削 除

（繰越外国税額控除の実現性を見直し）

27. 削 除

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示等

（未払法人税等との区分表示）

28. 納付すべき法人税等の未払額は未払法人税等として負債に計上し、繰延税金負債は未払法人税等と区別して表示する。

（法人税の繰戻還付金額の表示）

29. 税務上の欠損金が発生し、それを過去に支払った法人税の繰戻還付に利用する場合は、還

付請求手続をとることにより債権となるため、当該未収還付金額は税務上の欠損金発生年度に貸借対照表上、未収還付法人税等その内容を示す適当な名称を付した科目で資産に計上し、繰延税金資産とは区別して表示する。

(流動及び固定の分類)

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならない。ただし、特定の資産・負債に関連しない繰延税金資産又は繰延税金負債については、翌期に解消される見込みの一時差異等に係るものは流動資産又は流動負債とし、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産又は固定負債として表示しなければならない(税効果会計基準(第三.1))。

流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示するものとする(税効果会計基準(第三.2))。

なお、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日法律第34号、最終改正平成17年7月26日法律第87号)により、事業用土地を再評価した結果生じた再評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債は、通常の税効果会計の処理から生ずる繰延税金資産又は繰延税金負債とは区別して、再評価に係る繰延税金資産(再評価に係る繰延税金負債控除後)は投資その他の資産に「再評価に係る繰延税金資産」の科目をもって記載し、再評価に係る繰延税金負債(再評価に係る繰延税金資産控除後)は固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」の科目をもって記載する。

(繰延税金資産から控除した額の開示)

31. 回収可能性適用指針に従って、繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除した金額がある場合には、当該金額を注記しなければならない。なお、当該注記は繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳に関する注記において、評価性引当額、回収懸念額等その内容を示す適当な名称を付し控除前の繰延税金資産合計額から一括して控除する形式によることができる(〔設例7〕参照)。

適用等

32. 改正後の本報告は、平成13年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表及び計算書類について適用する。なお、同日前に開始する事業年度に係るものについても、改正後の本報告を適用することができる。

- 32-2. 「会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正について」(平成19年3月29日)は、平成19年3月29日以後終了する事業年度から適用する。

なお、「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」については、平成19年3月29日をもって廃止する。

- 32-3. 「会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正について」(平成20年3月25日)は、平成20年4月1日以後開始する事業年度及び四半期会計期間又は中間会計期間から適用する。ただし、同日前に開始する事業年度及び中間会計期間から適用することができる。

- 32-4. 「会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正について」(平成21年4月14日)は、平成21年3月31日以後終了する事業年度から適用する。

- 32-5. 「会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正について」(平成22年9月3日)は、平成22年9月3日以後終了する事業年度末及び四半期会計期間末から適用する。

- 32-6. 「会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正について」（平成23年1月12日）は、平成23年1月12日から適用する。
- 32-7. 「会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正について」（平成28年3月25日）は、回収可能性適用指針を適用する事業年度から適用する。ただし、上記の取扱いにかかわらず、第17項における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率に関する規定については、税率適用指針を適用する事業年度から適用する。

II 結論の背景

税効果会計の方法

33. 税効果会計の方法には、税効果会計基準で採用された資産負債法のほかに、繰延法と呼ばれている方法がある。

税効果会計基準が適用される前の税効果会計の実務では、主に繰延法が適用されていた。繰延法とは、会計上の収益又は費用の金額と税務上の益金又は損金の額に相違がある場合、その相違項目のうち、損益の期間帰属の相違に基づく差異（期間差異）について、発生した年度の当該差異に対する税金軽減額又は税金負担額を差異が解消する年度まで貸借対照表上、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する方法である。したがって、税効果会計に適用される税率は期間差異が発生した年度の課税所得に適用された税率である。

これに対して、資産負債法とは、会計上の資産又は負債の金額と税務上の資産又は負債の金額との間に差異があり、会計上の資産又は負債が将来回収又は決済されるなどにより当該差異が解消されるときに、税金を減額又は増額させる効果がある場合に、当該差異（一時差異）の発生年度にそれに対する繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する方法である。したがって、資産負債法に適用される税率は、一時差異が解消される将来の年度に適用される税率である。本報告は、資産負債法を前提として作成している。

一時差異と期間差異の範囲はほぼ一致するが、有価証券等の資産又は負債の評価替えにより直接純資産の部に計上された評価差額は一時差異ではあるが期間差異ではない。なお、期間差異に該当する項目は、すべて一時差異に含まれる。

（完全支配関係にある国内会社間の譲渡取引の損益の繰延べ）

- 33-2. 完全支配関係にある国内会社間の資産の移転に係る損益のうち一定の要件を満たすものは課税の繰延べが行われるが、この場合、譲渡した事業年度の課税所得を構成せずに課税が繰り延べられることとなる損益は、売手側の個別財務諸表における一時差異に該当し、税効果の対象となる（実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」Q5参照）。

なお、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いる税率は、売手側に適用される税率であり、当該一時差異の回収又は支払が見込まれる期における税率に基づき算定する。

一時差異と繰延税金資産又は繰延税金負債及び税金費用との関係

34. 将来減算一時差異に対しては貸借対照表上では繰延税金資産が、将来加算一時差異に対しては繰延税金負債が計上され、損益計算書上では法人税等調整額が計上される。

一時差異と繰延税金資産又は繰延税金負債及び税金費用との関係を例示すると、次のようになる。

一時差異と繰延税金資産又は繰延税金負債及び税金費用との関係
将来減算一時差異

1. 前提条件

- ① X1年において会計上、棚卸資産について100の評価損を計上したが、この棚卸資産評価損については税務上損金算入が認められないため、課税所得の計算上自己否認（加算）した。
- ② 当該棚卸資産はX2年に処分され、X1年に計上した会計上の評価損が税務上損金算入された。
- ③ X1年及びX2年における税効果会計適用前の損益計算書（該当部分）は、以下のとおりである。

| | X1年 | X2年 |
|--------------|------------|------------|
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 棚卸資産評価損 | 100 | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 税引前当期純利益 | 1,000 | 1,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 506 | 414 |
| 当期純利益 | <u>494</u> | <u>586</u> |

- ④ 上記法人税、住民税及び事業税の計算は、以下のとおりである。

| | | | |
|--------------|----------------|--|-----------------|
| 税引前当期純利益 | 1,000 | | 1,000 |
| 棚卸資産評価損 | 損金不算入 100 (加算) | | 損金算入 △ 100 (減算) |
| 課税所得 | 1,100 | | 900 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 506 | | 414 |

（なお、単純化のため、税率は事業税の損金算入の影響を考慮した税率46%を使用しているが、事業税に係る一時差異は単純化のため考慮していない。）

2. 税効果会計の適用

以上の前提条件に基づき、税効果会計を適用して棚卸資産評価損に係る繰延税金資産を計算すると、以下のとおりである。

| | |
|------------------|-----|
| 将来減算一時差異：棚卸資産評価損 | 100 |
| 繰延税金資産（100×46%） | 46 |

（税効果会計に係る仕訳）

| | | | | | |
|-----|-------------|----|---|-------------|----|
| X1年 | （借方）繰延税金資産 | 46 | ／ | （貸方）法人税等調整額 | 46 |
| X2年 | （借方）法人税等調整額 | 46 | ／ | （貸方）繰延税金資産 | 46 |

3. 税効果会計を適用した場合の損益計算書

税効果会計を適用した場合の損益計算書（該当部分）は、以下のとおりである。

| | X1年 | X2年 |
|--------------|------------|------------|
| 税引前当期純利益 | 1,000 | 1,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 506 | 414 |
| 法人税等調整額 | △ 46 | 46 |
| 差引（又は計） | 460 | 460 |
| 当期純利益 | <u>540</u> | <u>540</u> |

X 1年の法人税、住民税及び事業税（申告税額）は506（1,100×46%）であり、税引前当期純利益に対応する税額460（1,000×46%）より46だけ大きくなっている。これは、会計上で計上した棚卸資産評価損100が損金不算入（課税所得の計算上加算）扱いされたことによる税金への影響額であるが、X 2年において損金算入されるため将来（X 2年）の税金を減額する効果をもっている。この税金の減額効果は、X 1年における損益計算書上、法人税等調整額として税金費用の控除項目となり、貸借対照表上は「繰延税金資産」として計上することになる。

X 2年の法人税、住民税及び事業税は414（900×46%）であり、税引前当期純利益に対応する税額460（1,000×46%）より46少なくなっている。これはX 1年に損金不算入とした棚卸資産評価損100が、X 2年に損金算入されたことにより実現した税効果である。つまり、当該税効果はX 1年に貸借対照表に計上した繰延税金資産46をX 2年に取り崩し、X 2年の損益計算書上に法人税等調整額として計上したことによるものである。その結果、X 1年、X 2年とも税効果会計を適用した後の税金費用合計（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額との合計）は、税引前当期純利益に対応する金額となる。

将来加算一時差異

将来加算一時差異は、将来減算一時差異と反対の効果を有し、繰延税金負債を計上することになる。

組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る税効果の取扱い

34-2. 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「企業結合・事業分離等適用指針」という。）第115項及び第123項では、株式交換又は株式移転が取得と判定された場合、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社が取得した子会社株式（株式交換完全子会社の株式又は株式移転完全子会社の株式）に係る一時差異（取得のときから生じていた一時差異に限る。）に関する税効果は、予測可能な期間に当該子会社株式を売却する予定があるとき等を除き、認識しないとされている。当該取扱いとの整合性から、例えば、以下の取引について、結合当事企業又は結合当事企業の株主は、組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る一時差異（第24-2項の要件を満たしたものに限る。）に関する税効果は認識しないことになると考えられる。

- ・ 取得と判定された合併等において、取得企業が被取得企業から受け入れた子会社株式等に係る一時差異
- ・ 共通支配下の取引において、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社が受け取った子会社株式に係る一時差異
- ・ 共通支配下の取引として行われる分割型会社分割において、分割会社の親会社が受け取った子会社株式等（新設会社（又は承継会社）の株式）に係る一時差異

なお、事業分離が行われた場合、分離元企業にとって分離先企業に移転された事業に対する投資が継続しているとみるときは、企業結合・事業分離等適用指針第108項(2)により、事業分離日において移転する繰延税金資産及び繰延税金負債の額を、分離先企業の株式の取得原価に含めず、分離先企業の株式等に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債として計上することとされているため、これによることになる。

修正申告及び更正決定等の取扱い

35. 一時差異に関しては、修正申告書の作成又は更正決定等により追徴税額又は還付税額が発生し、結果的に繰延税金資産又は繰延税金負債の金額に影響を与える場合も考えられる。このような場合の繰延税金資産又は繰延税金負債の金額の影響額は、法人税等の追徴税額及び還付税額を損益計算書に計上した年度の法人税等調整額に含めて処理することに留意する。

税効果会計の対象となる税金及び適用する税率

(対象となる税金)

36. 税効果会計の対象となる税金は、利益に関連する金額を課税標準とする税金である。したがって、例えば、収入金額その他利益以外のものを課税標準とする事業税、法人税法上の土地の譲渡益に課される特別課税及び住民税の均等割税は、税効果会計の計算に含まれる税金ではない。また、同族会社に適用される留保金課税は、利益の留保という事実に対して追加して課される税金であるため、税効果会計の計算には含まれない。

(適用する税率)

37. 削 除

積立金方式による諸準備金等の取扱い

(積立金方式による諸準備金等の計上額)

38. 諸準備金等に係る一時差異について、税効果会計を第15項に従って適用すると税効果額が繰延税金負債として計上され、同額が損益計算書上の法人税等調整額に計上されることになる。その結果、繰越利益剰余金の金額は、法人税等調整額に借記した額だけ税効果会計を適用する前に比べて減少する。したがって、諸準備金等は、純資産の部に繰延税金負債控除後の純額をもって計上する。つまり、純資産の部に計上する諸準備金等については、繰延税金負債控除後の純額を積み立てることとなる。

なお、いったん純資産の部で積み立てられた諸準備金等は、税務上の加算に対応して取り崩すことになる。

(税率変更があった場合の取扱い)

39. 税率が変更された場合の繰延税金負債の修正差額の処理に関し、通常の治療に加えて、税率変更年度の決算における剰余金の処分を通じた当該修正差額の諸準備金等への調整(加減)を行うことにより、修正差額調整後の諸準備金等の金額と繰延税金負債の金額との合計額は一時差異の金額と一致することになる(第20項参照)。

繰延税金資産の回収可能性と控除額

(課税所得の合理的な見積りを行うに当たっての留意事項)

40. 削 除

(将来減算一時差異の解消年度及び繰戻・繰越期間に将来加算一時差異の解消がある場合の例示)

41. 削 除

(繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異の解消がある場合の例示)

42. 削 除

繰越外国税額控除の税効果

(税務上の繰越外国税額控除)

43. 削 除

(繰越外国税額控除に係る繰延税金資産の回収可能性)

44. 削 除

表示方法

45. 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法については、貸借対照表に計上した資産又は負債との関連に基づく分類のほかに、将来税効果が実現する時期が1年以内か否か（ワンイヤールール）による分類がある。

したがって、特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産及び繰延税金負債については、将来税効果が実現する時期が1年以内か否か（ワンイヤールール）による分類によることになる。

なお、税務上の繰越欠損金及び繰越外国税額控除に係る繰延税金資産は、ワンイヤールールに基づき流動・固定区分を行うことになる。

税務申告上の取扱い

（積立金方式による諸準備金等の種類別の明細表の作成）

46. 第20項により、税効果相当額を控除した純額により諸準備金等が純資産の部に計上されることになるが、その場合には、税務上の諸準備金等の積立額を明らかにするために、当該諸準備金等の額とこれに関連する繰延税金負債額の種類別の明細表を作成し、財務諸表とともに法人税申告書に添付することが必要となる。当該明細表には税務上の諸準備金等の種類別の増減が明らかになるよう当該諸準備金等の繰入額及び取崩高並びにこれらに係る繰延税金負債の額を記載する（別紙「積立金方式による諸準備金等の種類別の明細表」参照）。

Ⅲ 設例による解説

以下では、本報告による会計処理等について、理解を深めるために設例による解説を示すこととする。

設例は、本報告で示された全ての会計処理等を網羅しているわけではなく、前提条件に示された状況に適合するものである。したがって、前提条件が異なれば、それに適合する会計処理等も異なる場合があり、この場合には本報告で示されている会計処理等を参照することが必要となる。なお、設例で示された金額や比率などの数値は、特別な意味を有するものではなく、説明の便宜のために用いられているにすぎない。

設例 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算

削 除

設例 2 租税特別措置法上の諸準備金等の税効果（非償却資産）

1. X 1 年度に土地1,000を取得し、X 1 年度において、積立金方式により税務上200の圧縮記帳を行う。法定実効税率は46%とする。当該土地については、工場の敷地の用に供し、当面売却の可能性はない。

| | | | | |
|-----------------------------------|-----|---|--------------|-----|
| 仕 訳 | | | | |
| (X 1 年度決算) | | | | |
| (借方) 法人税等調整額 | 92 | ／ | (貸方) 繰延税金負債 | 92 |
| 繰延税金負債の計算： $200 \times 46\% = 92$ | | | | |
| | | | | |
| (借方) 繰越利益剰余金 | 108 | ／ | (貸方) 土地圧縮積立金 | 108 |
| 土地圧縮積立金の計算： $200 - 92 = 108$ | | | | |

2. X 5 年度に税率の変更があった。これによる法定実効税率は40%となった。

| | | | | |
|---|----|---|--------------|----|
| 仕 訳 | | | | |
| (X 5 年度決算) | | | | |
| (借方) 繰延税金負債 | 12 | ／ | (貸方) 法人税等調整額 | 12 |
| 繰延税金負債の減額： $200 \times (40\% - 46\%) = -12$ | | | | |
| | | | | |
| (借方) 繰越利益剰余金 | 12 | ／ | (貸方) 土地圧縮積立金 | 12 |

3. X 8 年度に当該土地を売却した。

| | | | |
|--------------|-----|---|---------------------|
| 仕 訳 | | | |
| (X 8 年度決算) | | | |
| (借方) 繰延税金負債 | 80 | / | (貸方) 法人税等調整額 80 |
| (借方) 土地圧縮積立金 | 120 | / | (貸方) 土地圧縮積立金取崩高 120 |

設例 3 租税特別措置法上の諸準備金等の税効果（償却資産）

1. 前提条件

- (1) X 1 年度において、積立金方式により、固定資産について税務上1,000の圧縮記帳を行った。
- (2) X 1 年度の税効果会計適用上の法定実効税率は46%とする。

2. 仕訳

| | | | |
|--------------|---------------------------|---|--------------------|
| (X 1 年度決算) | | | |
| (借方) 法人税等調整額 | 460 | / | (貸方) 繰延税金負債 460 |
| | $1,000 \times 46\% = 460$ | | |
| (借方) 繰越利益剰余金 | 540 | / | (貸方) 固定資産圧縮積立金 540 |
| | $1,000 - 460 = 540$ | | |

固定資産圧縮積立金は、これに係る一時差異が1,000となるが、将来課税される金額460を繰延税金負債に計上するため、当該金額を控除した540となる。

設例 4 租税特別措置法上の諸準備金等の税効果 （償却資産－税率変更の場合）

1. 前提条件

設例 3 における圧縮記帳額1,000は、X 2 年度以降10年間にわたり税務上每期100ずつ取り崩し、当該取崩高を課税所得に加算する。

X 2 年度の税効果会計適用上の法定実効税率は40%とする。

2. 仕訳

| | | | |
|------------|--|-----|--------------------|
| (X 2 年度決算) | | | |
| (借方) | 繰延税金負債 | 100 | ／ (貸方) 法人税等調整額 100 |
| | 繰延税金負債の計算： $(1,000 - 100) \times 40\% = 360$ | | |
| | 法人税等調整額の計算： $460 - 360 = 100$ | | |

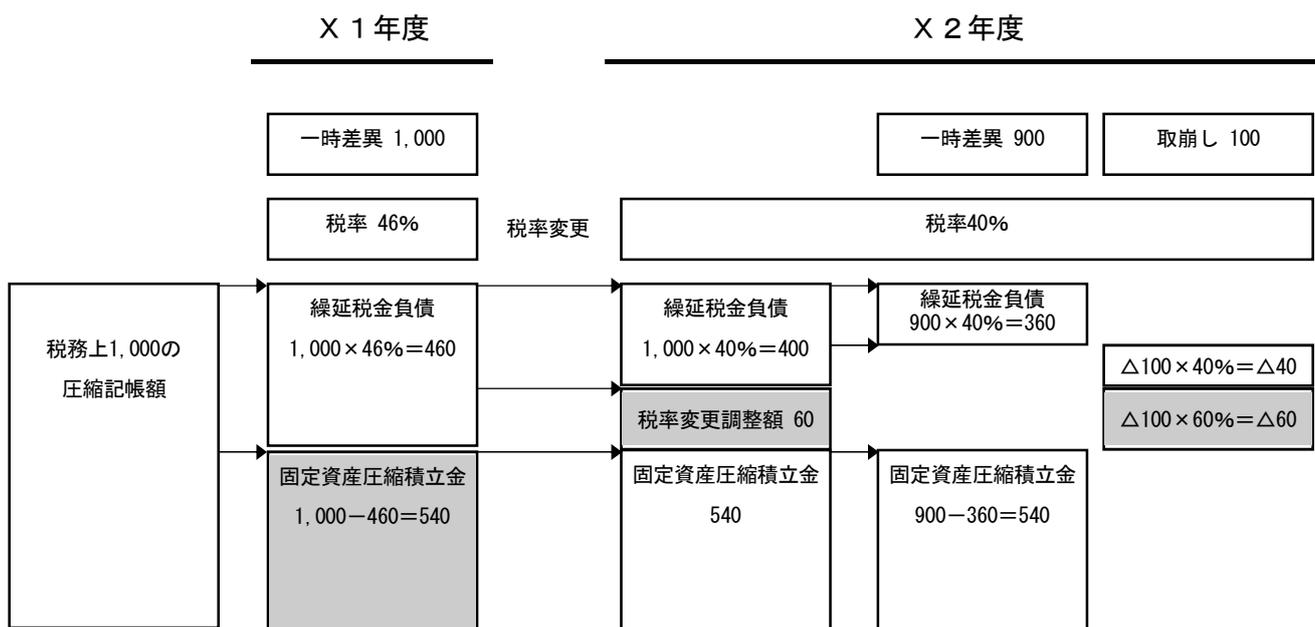
繰延税金負債の当期減少額100を分解すると、以下のようになる。

- ① 税率変更による減少額： $1,000 \times (40 - 46)\% = -60$
- ② 一時差異の減少による減少額： $-100 \times 40\% = -40$
- ③ ①+② = -100

税率変更により繰延税金負債の額が60減少することになるが、これに伴い、同額だけ固定資産圧縮積立金に繰り入れることとなる。また、固定資産圧縮積立金の取崩しは、一時差異の減少額100からこれに対応する変更後の税率による税効果相当額②の40を差し引いた金額60である。

| | | | | |
|------|---|----|------------------|----|
| (借方) | 繰越利益剰余金 | 60 | ／ (貸方) 固定資産圧縮積立金 | 60 |
| | 税率変更による固定資産圧縮積立金の調整額： $1,000 \times (46 - 40)\% = 60$ | | | |
| (借方) | 固定資産圧縮積立金 | 60 | ／ (貸方) 繰越利益剰余金 | 60 |
| | 税務上の取崩し100による固定資産圧縮積立金の取崩高： $100 - 40 = 60$ | | | |

X 1 年度及び X 2 年度の一時差異の金額と固定資産圧縮積立金との関係を図で示すと、以下のようになる。



：当該年度の積立金の繰入れ又は取崩しを要する項目を示す

なお、税率変更による調整額は、繰延税金負債の修正額として、損益計算書上、税率変更年度の法人税等調整額に含めて処理されるが、税率変更年度の決算において、固定資産圧縮積立金に加減されることに留意する。

(表示例)

設例3、4における処理を前提として、(1)貸借対照表、(2)損益計算書及び(3)株主資本等変動計算書を作成すると、以下のようになる。

| (1) 貸借対照表 | 第X1期 | 第X2期 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| | X1年3月31日現在 | X2年3月31日現在 |
| (資産の部) | | |
| ・・・ | | |
| (負債の部) | | |
| ・・・ | | |
| 固定負債 | | |
| ・・・ | | |
| 繰延税金負債 | 460 | 360 |
| ・・・ | | |
| (純資産の部) | | |
| ・・・ | | |
| 固定資産圧縮積立金 | 540 | 540 |
| 繰越利益剰余金 | 2,540 | 5,000 |
| | | |
| (2) 損益計算書 | 第X1期 | 第X2期 |
| | 自X0年4月1日 至X1年3月31日 | 自X1年4月1日 至X2年3月31日 |
| ・・・ | | |
| ・・・ | | |
| 税引前当期純利益 | 4,000 | 4,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,380 | 1,640 |
| 法人税等調整額 | 460 | △ 100 |
| 差引(又は計) | 1,840 | 1,540 |
| 当期純利益 | 2,160 | 2,460 |
| | | |
| (3) 株主資本等変動計算書 | 第X1期 | 第X2期 |
| | 自X0年4月1日 至X1年3月31日 | 自X1年4月1日 至X2年3月31日 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 920 | 2,540 |
| 固定資産圧縮積立金取崩高 | — | 60 |
| 固定資産圧縮積立金繰入額 | △ 540 | △ 60 |

| | | |
|-------|--------------|--------------|
| 当期純利益 | 2,160 | 2,460 |
| 当期末残高 | <u>2,540</u> | <u>5,000</u> |

設例 5 繰延税金資産の回収可能性の判断

削 除

設例 6 繰越外国税額控除の税効果

削 除

設例 7 税効果会計に関する注記例

財務諸表等規則第8条の12第1項の規定によると、税効果会計を適用したときは、次の事項を注記することとされているが、そのうちの①から③の注記例を示すと、以下のとおりである。

- ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
- ② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
- ③ 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額
- ④ 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容及び影響

なお、財務諸表等規則第8条の12第2項では、繰延税金資産の算定に当たり、繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を①の事項に併せて注記することとされている。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳の注記例

| | X0年3月31日 <u>現 在</u> | X1年3月31日 <u>現 在</u> |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | 600 | 800 |
| 賞与引当金 | 140 | 150 |
| 未払事業税 | 600 | 650 |
| 退職給付引当金 | 1,400 | 1,500 |
| その他 | <u>260</u> | <u>350</u> |
| 繰延税金資産小計 | 3,000 | 3,450 |
| 評価性引当額 | <u>△ 100</u> | <u>△ 100</u> |
| 繰延税金資産合計 | 2,900 | 3,350 |
| 繰延税金負債 | | |
| 固定資産圧縮積立金 | <u>△ 400</u> | <u>△ 350</u> |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | <u>2,500</u> | <u>3,000</u> |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳の注記例

| | X0年3月31日 | X1年3月31日 |
|----------------------|--------------|--------------|
| 法定実効税率 | 51% | 51% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 6.3 | 5.2 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | — | △ 1.0 |
| 住民税均等割等 | 0.1 | 0.1 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | — | 3.3 |
| その他 | — | 1.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>57.4%</u> | <u>59.8%</u> |

(注) 税率はX1年3月31日の成立により、X1年4月1日以後開始する事業年度から51%に代えて46%を適用する。

3. 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときの注記例

「繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前期51%、当期46%であり、当期における税率の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が326減少し、当期費用計上された法人税等の金額が同額増加している。」

(注) 上記の税率の変更による法人税等の増加額は、期末現在の一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高に新税率と旧税率との差額を乗じて算出するものとする。

以 上

(単位：円)

| 類別 (適用法令) | 科目 | 期首残高 | | | 税率変更による調整額 | | | 繰入額 | | | 取崩高 | | | 期末残高 | | |
|--|---------------|---------------------|-------------------|------|-----------------------|--------------------|---------------|-----------------------|--------------------|-------------|-----------------------|--------------------|-------------|---------------------|-------------|------|
| | | 年月日 現在 繰延税金負債 | 年月日 現在 準備金等 | 一時差異 | 法人税等調 整額による 調整額 | 第 期 準備金等 調整額 | 税率変更後 一時差異 | 法人税等調 整額による 調整額 | 第 期 準備金等 調整額 | 一時差異 増加額 | 法人税等調 整額による 調整額 | 第 期 準備金等 調整額 | 一時差異 減少額 | 年月日 現在 繰延税金負債 | 第 期 準備金等 | 一時差異 |
| 〇〇特別償却額 (租税特別措置法第 〇条第〇項第〇号) | 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別償却準備金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇特別償却額 (租税特別措置法第 〇条第〇項第〇号) | 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別償却準備金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外投資損失準備金 繰入額 (租税特別措置法第 〇条第〇項第〇号) | 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 海外投資損失 準備金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第 〇条第〇項第〇号) | 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 固定資産圧縮 積立金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第 〇条第〇項第〇号) | 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 固定資産圧縮 積立金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第 〇条第〇項第〇号) | 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 固定資産圧縮 積立金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

参考までに〔設例3〕及び〔設例4〕を前提として第46項の添付書類を作成すると、以下のようになる。

第×1期

| 類 別 (適用法令) | 科 目 | 期首残高 | | | 税率変更による調整額 | | | 繰入額 | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-----------------------|------|-----------------------|---------------------|---------------|-----------------------|---------------------|-------------|
| | | ×0年3月31日 現在 繰延税金負債 | ×0年4月1日 現在 準備金等 | 一時差異 | 法人税等調整 額による 調整額 | 第×1期 準備金等 調整額 | 税率変更後 一時差異 | 法人税等 調整額による 調整額 | 第×1期準 備金等 調整額 | 一時差異 増加額 |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第○ 条第○項第○号) | 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 460 | - | 460 |
| | 固定資産圧縮積立金 | - | - | - | - | - | - | - | 540 | 540 |
| 合 計 | | - | - | - | - | - | - | 460 | 540 | 1,000 |

| 類 別 (適用法令) | 科 目 | 取崩高 | | | 期末残高 | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------|---------------------|-------------|--------------------------|--------------|-------|
| | | 法人税等調整額 による調整額 | 第×1期 準備金等 調整額 | 一時差異 減少額 | ×1年3月31日 現在 繰延税金負債 | 第×1期 準備金等 | 一時差異 |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第○ 条第○項第○号) | 繰延税金負債 | - | - | - | 460 | - | 460 |
| | 固定資産圧縮積立金 | - | - | - | - | 540 | 540 |
| 合 計 | | - | - | - | 460 | 540 | 1,000 |

第×2期

| 類 別 (適用法令) | 科 目 | 期首残高 | | | 税率変更による調整額 | | | 繰入額 | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-----------------------|-------|-----------------------|---------------------|---------------|-----------------------|---------------------|-------------|
| | | ×1年3月31日 現在 繰延税金負債 | ×1年4月1日 現在 準備金等 | 一時差異 | 法人税等調整 額による 調整額 | 第×2期 準備金等 調整額 | 税率変更後 一時差異 | 法人税等 調整額による 調整額 | 第×2期 準備金等 調整額 | 一時差異 増加額 |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第○ 条第○項第○号) | 繰延税金負債 | 460 | - | 460 | -60 | - | 400 | - | - | - |
| | 固定資産圧縮積立金 | - | 540 | 540 | - | 60 | 600 | - | - | - |
| 合 計 | | 460 | 540 | 1,000 | -60 | 60 | 1,000 | - | - | - |

| 類 別 (適用法令) | 科 目 | 取崩高 | | | 期末残高 | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------|---------------------|-------------|--------------------------|--------------|------|
| | | 法人税等調整額 による調整額 | 第×2期 準備金等 調整額 | 一時差異 減少額 | ×2年3月31日 現在 繰延税金負債 | 第×2期 準備金等 | 一時差異 |
| 固定資産圧縮記帳額 (租税特別措置法第○ 条第○項第○号) | 繰延税金負債 | -40 | - | -40 | 360 | - | 360 |
| | 固定資産圧縮積立金 | - | -60 | -60 | - | 540 | 540 |
| 合 計 | | -40 | -60 | -100 | 360 | 540 | 900 |